

西伊豆町海業地域づくり推進連携協定書

西伊豆町（以下「甲」という。）、伊豆漁業協同組合仁科支所（以下「乙」という。）、同田子支所（以下「丙」という。）、同安良里支所（以下「丁」という。）、西伊豆町観光協会（以下「戊」という。）、株式会社ウミゴー（以下「己」という。）、日本さかな専門学校（以下「庚」という。）、西伊豆産地直売企業組合（以下「辛」という。）、および公益財団法人日本釣振興会静岡県支部（以下「壬」という。）は、西伊豆町海業地域づくり推進連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、地域資源である漁港・海域を活用し、「海業」の推進と観光地域づくりを一体的に進めることにより、西伊豆町の地域経済の活性化、人材育成、関係人口創出・拡大、ならびに持続可能な地域社会の実現を図ることを目的とする。

第2条（連携事項）

協定締結者は、前条の目的達成のため、以下の事項について相互に連携・協力する。

- （１）漁港周辺をフィールドとした海釣り・漁業・地域体験等の観光コンテンツ造成と実施
- （２）海業人材の育成と、地域での実践機会の創出
- （３）水産資源・漁村文化等を活用した観光・教育・学習プログラムの推進
- （４）旅行商品化・販路開拓・メディア発信等を通じた観光振興と関係人口の創出
- （５）地域資源を活かした地域内消費の促進、物産・商品開発の推進
- （６）体験・宿泊・回遊を組み合わせた観光地域づくりのモデル構築
- （７）経済波及効果・社会的インパクトの検証、データ収集と分析
- （８）その他、本協定の目的達成に必要な事項

第3条（役割分担）

本協定に基づく活動の実施にあたり、各機関は以下の役割を担うものとする。

- （１）甲（西伊豆町）： 全体の調整、制度設計支援、公共施設利活用、施策支援、住民調整
- （２）乙・丙・丁（伊豆漁業協同組合各支所）： フィールド提供、漁港利活用、現場調整
- （３）戊（西伊豆町観光協会）： 情報発信、観光事業者の巻き込み、広域連携
- （４）己（株式会社ウミゴー）： 観光コンテンツ開発・運営、ガイド育成、事業実施
- （５）庚（日本さかな専門学校）： 人材育成、地域学習・実習、教育連携
- （６）辛（西伊豆産地直売企業組合）： コンテンツ提供、流通
- （７）壬（公益財団法人日本釣振興会静岡県支部）： 釣り安全教育・普及啓発・イベント協力・釣り文化振興

第4条（推進体制）

本協定の円滑な推進を図るため、「西伊豆町海業地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

- 2 協議会は必要に応じて開催し、実施計画の立案、進捗確認、成果評価、課題整理、補助金執行等に関する協議・決定を行う。
- 3 補助金その他の財源を活用する場合、協議会がその活用方針及び予算配分について決定し、各機関へ円滑に執行できるよう調整を行う。

第5条（補助金等の活用）

本協定に基づく取組の実施にあたり、必要に応じて国・県の補助制度等の活用を共同で検討し、協議のうえ適切に対応するものとする。

第6条（期間）

本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、9者のいずれからも書面による特段の申し出がない場合は、さらに1年間協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

なお、当事者のうちいずれかが申し出た場合は、その者を除き協定は更新されるものとする。

第7条（その他）

本協定の内容については、必要に応じて協議のうえ見直すことができる。

- 2 本協定に基づく活動のうち、補助金や委託事業等に該当する案件については、別途必要な協定・契約を締結することができる。
- 3 新たに本協定に参画を希望する団体がある場合、協議会の決定により、既存の当事者の合意をもって追加することができる。

以上、本協定の趣旨に合意し、本書9通を作成し、甲乙丙丁戊己庚辛壬が各1通を保有する。

令和7年10月1日

甲 西伊豆町 町長

星野 淨晋

乙 伊豆漁業協同組合仁科支所

支所運営委員長

山田 雅志

丙 伊豆漁業協同組合田子支所

支所運営委員長

周部 宗由

丁 伊豆漁業協同組合安良里支所

支所運営委員長

藤井 茂行

戊 西伊豆町観光協会 会長

益澤 一志

己 株式会社ウミゴー

代表取締役

國村 大喜

庚 日本さかな専門学校 校長

松山 英一

辛 西伊豆産地直売企業組合

代表理事

国本 正徳

壬 公益財団法人日本釣振興会

静岡県支部 支部長 石黒 衆

代理 副支部長

天野 勝則